「国土計画制度の改革」ポイント

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律

社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、 名称を国土形成計画に改め、計画事項の拡充、都道府県等による提案 制度及び広域地方計画の創設等を行った。さらに、国土利用計画、 各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため 所要の改正等を行った。

国と地方の協働によるビジョンづくり

国による明確な 全国計画 国土及び国民生活の姿の提示 全国総合開発計 (国の責務の明確化) 土形成計 ブロック単位の地方ごとに、国と 広域地方計画 都府県等が適切な役割分担の下、 ⊞ 相互に連携・協力して策定 画 計画の作成及び実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、 関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する 全国計画のみ 場(広域地方計画協議会)を組織 国主導の作成 地方の意見を 計画への多様な主体の参画 聴く仕組みなし ・地方公共団体から国への計画提案制度の ・国民の意見を反映させる仕組み

開発中心からの転換

計画事項等の 拡充・改変

| 景観、環境を含めた | 有限な資源の利用・保全 | 国土の質的向上 | 海洋利用・国際協調 | ストックの活用 | 利便性の向上に加え | 国民生活の安全・安心・安定の確保 | 地域の自立的発展を可能とする国土の形成

※ この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

国土形成計画法(昭和25年法律第205号)の概要

1 目的

本法は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

2 国土形成計画

「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全(以下「国土の形成」という。)を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- ① 土地、水その他の国土資源の利用及び保全
- ② 海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。)
- ③ 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減
- ④ 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備
- ⑤ 産業の適正な立地
- ⑥ 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全
- ⑦ 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
- ⑧ 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

3 国土形成計画の基本理念

- 人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、
- ・ ①特性に応じて自立的に発展する地域社会、②国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、③安全が確保された国民生活、④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現するよう、
- ・ 我が国の国土に関する諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、 国内外の連携の確保に配意しつつ、適切に定めること。
- ・ 地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること。

4 全国計画

(1)計画内容

- ・ 総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、①基本的な 方針、②目標、③全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める。
- 環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものとする。

(2) 作成手続

- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土 審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- 国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとする。

5 全国計画に係る政策の評価

・ 全国計画作成後一定期間経過したときには、政策評価法に基づく政策評価(政策レビュー)を行うこととする。

6 全国計画に係る提案等

- ・ 都道府県・指定都市は、全国計画又はその変更の案の作成について、素案を 添えて、国土交通大臣に対し提案することができる。
- ・ 国土交通大臣は、提案を踏まえた案の作成をしないときは、国土審議会の意 見を聴いた上で、その旨及び理由を当該都道府県・指定都市に通知する。

7 広域地方計画区域

・ 首都圏、近畿圏、中部圏その他の二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域(広域地方計画区域)について、広域地方計画を定める。

8 広域地方計画

(1)計画内容

・ 広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

(2)作成手続

・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるととも に、広域地方計画協議会における協議を経て、関係行政機関の長に協議して計 画を作成する。

9 広域地方計画協議会

・ 広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国 の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。 ・ 協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他密接な関係 を有する者を協議会に加えることができる。

10 広域地方計画に係る提案等

- ・ 市町村は、広域地方計画の策定又は変更について、素案を添えて、都府県を 経由して国土交通大臣に対して提案することができる。
- 国土交通大臣は、提案を踏まえた変更をしないときは、協議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該市町村に通知する。

11 調査の調整

・ 国土交通大臣は、関係行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、調査の結果について報告を求めることができる。